

令和元年度（2019年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

令和元年度（2019年度）NGO・外務省定期協議会
「第1回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：令和元年7月23日（火）14:00～16:05

場 所：外務省南893国際会議室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- （1）女性・平和・安全保障に関する行動計画（第2版のご報告）と評価報告書について
- （2）G20外務大臣会合へ向けた東海地域市民社会の取り組み
- （3）特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱について

3. 協議事項

- （1）開発協力政策の策定スケジュールと政策協議の実質化について
- （2）5月31日付プロサバナ事業に関するNGO側からの報告と要請に関する協議

4. 閉会挨拶

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。2時になりましたので、会議を開催させていただきたいと思います。

私、外務省側から司会を務めさせていただきます民間援助連携室の田原と申します。よろしく願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

皆さん、こんにちは。NGO側の司会を担当いたします名古屋NGOセンターの西井といいます。

本日は、お手元の議題に従いますと、ODA改革ネットワーク九州世話人の原さんが司会の担当だったのですが、九州北部で起こった豪雨の被害に遭われた方がいらっしゃるということで、その対応のために急遽来られなくなりましたので、私がかわって担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、会議を始めます前にいつも申し上げている点ではございますが、3点ほど御連絡させていただきます。

本日の会議の内容は逐語で記録を作成いたします。その後、外務省のホームページに掲載されることとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、御発言いただく方におかれましては、最初にお名前と御所属をお願いいたします。

3点目に、御発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

それでは、令和元年度第1回「ODA政策協議会」を開始させていただきます。

冒頭、外務省側から桑原外務省国際協力局審議官より御挨拶申し上げます。

○桑原（外務省 国際協力局 審議官）

国際協力局審議官の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お集まりいただき、まことに感謝申し上げます。外務省を代表して御挨拶させていただきます。

NGO・外務省定期協議会には初めて参加させていただくこととなりました。ODA政策協議会は、NGOと外務省とがODA政策についてさまざまな切り口から忌憚のない意見交換を定期的に行う場として17年間にわたり続いてきた、他に例を見ない対話の場であるとの説明を受けているところでございます。

先月の全体会議でも、昨年度の振り返りと今年度の方方向性が議論され、外務省側からの議題提案と資料の提供が増えたことにより、議論の双方向性が確保されたとの評価をいただいたと承知しているところでございます。ODA政策協議会の枠組みがよりよく機能していくように、コーディネーターを中心とするNGOの皆様と外務省との間でたゆまない努力が続けられてきた成果の一つでもありと考えております。引き続き、こうした取り組みを発展させていきたいと考えているところでございます。

今年度は、6月のG20大阪サミットに続き、来月末には横浜でTICAD7が開催されます。日本が国際社会の諸課題に対してリーダーシップをさらに発揮すべき年であり、ODA政策協議会においても闊達な政策議論が行われることを心から期待します。

本日は、外務省から「女性・平和・安全保障に関する行動計画」について御報告させていただきます。この分野で、日本の国際協力NGOとどのような連携を進めていけるか、議論の糸口とさせていただきたいと考えているところでございます。また、NGO側からは、11月に名古屋で開催予定のG20外相会合に向けた東海地域市民社会の取り組みを御報告いただくこととなっていると承知しています。その他の協議事項等とあわせ、有意義かつ次のステップにつながる報告、意見交換の場となることを願ってやみません。よろしくお願いいたします。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

桑原審議官、ありがとうございました。

それでは、議事次第2番の「報告事項」に移らせていただきます。

1番目の「女性・平和・安全保障に関する行動計画（第2版のご報告）と評価報告書について」、外務省総合外交政策局女性参画推進室、松田室長、お願いいたします。

○松田（外務省 総合外交政策局 人権人道課 女性参画推進室 室長）

お手元に2つ資料を配付させていただいております。1つが「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議と『行動計画』について」というもので、事前にお配りさせていただいたものから少しアップデートしたものを本日配付しておりますので、今日配付したものを見ていただければと思います。2019年7月となっているのが今日配付させていただいたものです。もう一つは「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書」というもので、本当は事前にお配りしたかったのですが、できたてのほやほやで、昨日ようやく完成いたしましたので、今日、配付させていただきました。この後、ほどなくして外務省のホームページにも載せようと思っておりますけれども、今日現在、まだ載っていないものです。

まず、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議と『行動計画』について」をごらんください。

2000年に「女性・平和・安全保障に関する安保理決議第1325号」が採択されていまして、この「安保理決議第1325号」は、平和・安全保障の文脈に「女性」を関連づけた初めての決議と言われております。この分野に取り組む人々の間では、象徴的に「決議1325」と呼ばれていまして、来年、2020年がこの「決議1325」から20周年に当たるということで、国際社会の間では関連の活動を強化していこうという機運が高まっております。

「決議1325」の後にも複数本の安保理決議が採択されていまして、その一覧表を2ページ、3ページ目にまとめてあります。特に重要なものとして「決議第1888号」は2009年に採択された紛争下の性的暴力に焦点を当てた決議です。この1888号で紛争下の性的暴力に関する国連事務総長特別代表が任命されていて、今年、2019年はこの1888プラス10の年ということで、紛争下の性的暴力にも国際社会の取り組みで焦点が当たっていると言えるかと思ひ

ます。

この決議集の中で「決議第2467号」は採択されてははやはやですけれども、今年の4月の安保理公開討論で紛争下の性的暴力関係の討論をしまして、まず被害者中心のアプローチでやっていこうということが主たる内容ですが、今年の4月に新しい決議が4年ぶりに採択されたところでございます。

この決議と安保理の議長声明で、各国はこの分野の取り組みをそれぞれ強化するために行動計画を作って体系的にやっていくということが推奨されています。日本について言うと、2015年9月の国連総会で行動計画を策定したことを発表し、3年間取り組んで、3年だけなのでまだ実績を積み重ねているところですが、今年の3月に改定版、いわゆる第2版を策定いたしました。

その次のページに各国の策定状況が旗の形で載っています。日本は2015年に、先進国G7に比べると、やや遅れて作りましたが、実績を積み重ねた上で、今年の3月に改定版を策定したという状況です。

国連だけではなくて、例えばG7のような場でもこの取り組みが行われていまして、G7では、2018年、カナダが議長国だったのですが、「G7WPSパートナーシップ・イニシアティブ」を作りまして、G7が各国それぞれパートナー国になる国を決めて、その国でWPSアジェンダが浸透していくように何らかの取り組みをやっていこう、そういう取り組みが去年決められました。日本は、スリランカをパートナー国として選んで、スリランカはまだ国内行動計画はないのですが、スリランカの国内行動計画の策定と、スリランカでWPSアジェンダが進展していくようにいろんな取り組みを進めているところです。

2019年のG7の議長国のフランスもこの方針を引き継ぎまして、「WPSパートナーシップ・イニシアティブ」を引き続きやっていこうということが今年の4月にも外相会合で合意されました。

最後のページに、日本の第2次行動計画の内容を簡単に示しています。2015年の行動計画から構成は大きく変更しておりません。その理由は、そもそも改定版を作る時に、まだ実績を積み上げているところなので、関係省庁がようやく政府の取り組みを体系立てて把握して、もっと推進していこうとなったところですので、大幅な変更はしないという方針を立てました。ただし、初版から見られた、同じことが複数の項目の中に書かれているとか、その辺をよく整理するということには気を使って改定したつもりです。

以上が行動計画についてのざっくりとした御説明、御報告です。

もう一個の資料として「年次報告書」を配布しています。これは、行動計画を作る時に関係者から推奨されているのですが、行動計画を作ったら、その行動計画の実施状況について有識者の方々に評価してもらうと有益という話があって、それを踏まえて、日本の行動計画でも、行動計画の中に評価・モニタリングという項目を設けて、外部の専門家をお願いして実施状況の評価してもらうという作業をしております。

評価報告書をどうやって作成しているかといいますと、政府側で政府や日本のお金を使

って国際機関がやるようなこと、あるいは関係のNGOの方々自身がやっていたらいいようなことも取りまとめて案件一覧を作成して、評価委員の方々に送って、評価委員の方々自身に執筆していただいているという形になっています。

この評価報告書は大部ですが、御関心に応じて後から見ただけだと思います。後ろに参考資料1として、2017年1月から12月までにこんなことをやりましたという案件一覧をつけております。先ほど言ったとおり、JICAがやっていることや関係省庁がやっていることが多いのですが、探していくとNGOの方の取り組みなども入っております。WPSは重要というのが年々高まっているところもありますので、外務省女性参画推進室としては、ぜひNGOの方々の活動にもWPSの視点をプロジェクトの中にしっかり入れていただければと思っています。

それから、女性参画推進室ですと、国連だと国連女性機関を所管していますが、国連女性機関が海外でやる取り組みの中で日本のNGOとコラボしていけると、日本のお金を使って日本のNGOも一緒に、国際機関も一緒にやっているという取り組みになると思いますので、そういう連携がどんどん増えていけばいいと思っています。その点についてぜひよろしくお願いいたします。

この後、評価委員の方々からも実際に活動している方々と意見交換したいという希望があったことを踏まえて、希望する方で実際に活動している方ということで御案内させていただきますので、お時間がある方で登録していただいている方はこの後もぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

松田さん、どうもありがとうございました。

それでは、今の説明を受けてNGO側から質問や発言がありましたら挙手をお願いいたします。お名前と所属団体をお願いします。

●本山（アジア女性資料センター 代表理事）

アジア女性資料センターの本山と申します。よろしくお願いします。

私から、NGO・市民社会との協議、今後の議論の進め方について、何点か質問とコメントをさせていただきます。

まず、先ほども御案内があったように、この後、評価委員を交えて意見交換会があるということです。今回、参加資格が国際協力NGOの実務者という基準が設けられまして、例えば私のような者は第1次の時からこの枠組みに関心を持って取り組んできているのですが、資格外であるということで排除されているわけです。今回、国際協力NGOの実務者という基準を設けて、一方的に外務省のほうでNGOの中の線引き、排除をしているという根拠は何か、お伺いしたいと思います。先ほどちらっと言われましたが、評価委員会の方の希望ということなのでしょうか。

一応、第1次の行動計画の策定段階から、私たちは市民社会連絡会という組織を作ってきた

たわけですが、市民社会連絡会という組織では、開発協力NGO、その他の種類の活動を行っているNGOということは特に区別はせず、一緒に枠組みで取り組み、一緒に政策提言を作り、一緒に外務省との協議に参加してきたわけです。今回、外務省が一方的にNGOの中にそういう基準を持ち込んで排除、分断を行っているというふうに見えるわけですが、非常に認めたいやり方と思っておりますので、こういうことを行っておられる根拠についてまず伺いたいということが第1点でございます。

第2点目として、先ほど御説明がありましたように、今回の改定では大幅な変更はしない方針ということを我々も行動計画の改定の意見交換の段階から伺っていきまして、合意していました。しかしながら、一番最初の意見交換の機会から既にNGOはこのように一方的な基準で分離して扱うことを行っているということは、資料にもありますように、日本の行動計画は、海外のことだけではなくて、ドナー国としての立場の取り組みだけではなく、国内のことにも取り組むということが一つの特徴だったのですが、事実上、これを分離して扱うという方針変更をしている、この先、そういう扱いをするのではないかと、合意なしにこういうことが実践として行われることになるのではないかと懸念を持ちますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

3点目に、このWPSアジェンダですが、女性差別撤廃条約の委員会の一般勧告30号でも取り上げられているように、この枠組み自体は、法的側面も含めて、広く女性の権利、ジェンダー平等にかかわる枠組みであると認識されていると思います。ですので、これをあたかも国際協力にかかわる問題であるかのごとく扱い、かつ、そういうふうに分けてNGOに対しても扱いを行うということに関しては非常に疑問があると思いますが、この点はいかがでしょう。

4点目ですけれども、4年後に向けて本格見直しをすると伺って、理解しておりますが、そうであればなおさら、今後の4年間にに向けてどのように見直しを行っていくのか、そのスケジュール、方針、枠組み、そういうやり方そのものを市民社会と広く協議のもとで議論しながら決めていくことが必要であると思います。この議論を行っていく上で、我々としては、国際協力のここは実践NGO、ここは違うというふうな一方的な基準を持ち込まれて、NGOの中に分断と排除を持ち込まれるということに関しては非常に強く懸念するところでありますので、この先、枠組みについては、特に基準を設けず広く市民社会との対等の立場に基づく協議の機会を早く設けていただきたい、このように考えます。

以上です。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、今、4点ほど質問がございましたけれども、松田室長、お願いいたします。

○松田（外務省 総合外交政策局 人権人道課 女性参画推進室 室長）

まず、冒頭、今回この後に行う意見交換会がNGOを分断あるいは一部を排除するというふうな形で誤解を与えてしまっていると思っておりますので、その点をおわび申し上げます。

今回の意見交換で基準を設けさせていただいたのは、別に分断するとか全くなくて、より効率的な意見交換を行いたいと思ったからでございます。過去に全く要件を定めずに意見交換をやったことはそんなにないのですが、幅広い意見交換を何回かやってきております。その中で、議論が拡散して、拡散することも時としては望ましいのですが、議論したいところがうまく議論できなかったという経験がありますので、今回の意見交換は、あくまでもフィールドで経験がある方を対象に行うこととさせていただいたというものです。もうちょっと幅広くフィールドでの活動を要件としないような形での意見交換も、ちょうど先日、そういう意見交換を設けたいという要請書をいただいたところですので、これについては別途計画させていただきたいと思っております。

今日の意見交換は4年後の改定に向けた意見交換ではなくて、あくまでも評価報告書を踏まえて、実施についての意見交換というふうに受けとめていただければと思います。

それから、このWPSの行動計画が開発協力、国際協力を主に念頭に置いているという点については、一部、国内の取り組みを含みますけれども、政府としての認識は、女性の人権全般に関するものではなくて、やはり女性・平和・安全保障に関してこの取り組みが政府の施策にも浸透していくためにどういうことをやっていくべきかという点から作成している行動計画だと認識しておりますので、開発協力、国内の災害に関すること、そういう点が政府としての力点ということを申し上げておきたいと思っております。

それから、4年後の本格見直しについてのスケジュールや市民社会との意見交換について御質問をいただきましたが、4年後本格見直しするということをちょうど今年の3月に決めたところですので、4年後に向けて、実際には3年9カ月後ぐらいになりますけれども、どういうスケジュールで作業を進めていくのかということをもさにこれから検討していきたいと思っております。先ほど申し上げた意見交換会の中でも市民社会の方々の意見なども聞きながら政府としての方針を決めていければいいなと思っております。

以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

4点について回答をいただきましたけれども、本山さんから追加で何かありますか。

●本山（アジア女性資料センター 代表理事）

では、少しだけこちらから申し上げます。

まず、実践に関するNGOと今回は議論したい、それ以外の市民社会グループに関しては別の機会を設けるということですが、まさに別の機会で、別の場所で議論するということが我々には不適切であると。そもそも第1次から、我々市民社会の側としてはそこに区別は設けずにやってきております。少なくともそのように目的を分けるとすれば、その分けること自体も基本的には事前に市民社会側と議論すべきではなかったかと思っておりますので、事前協議なく、そういう分け方をされるということに関しては問題があると考えています。

もう1点ですが、当然、WPSアジェンダは女性の権利全般にかかわるものではありません。

CEDAWとは別な枠組みですが、WPSアジェンダをどのように法的に理解し、かつ実践していくかということに関しては、CEDAWが一般勧告でも扱っているとおり、これは国際協力という狭い枠組みだけでは扱うことはできないと我々としては考えており、少なくともその議論に関しても、政府のほうではそのように考えているとしても、どのように議論していくかという枠組み自体はやはり市民社会との議論に基づくべきであると考えます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

外務省からよろしいですか。

なければ次の方に移りますが、お名前と所属をお願いいたします。

●田中（上智大学 教員）

上智大学の田中雅子と申します。2019年からジャパン・プラットフォーム（JPF）の助成金の審査委員もしております。

今日、お配りいただいた議題提案書には、議題の論点として「ジャパン・プラットフォームを通じた拠出による日本の国際協力NGOの活動実績も評価対象として含まれている」と書いてあります。2017年の報告を拝見しますと、確かに日本のNGOの名前が出てきている箇所はあるのですが、例えば緊急人道支援等で「該当なし」になってしまっている項目が多々あります。本来、JPFの加盟団体というのはこういうところに名前が出てこなければいけないと思うのですが、JPFの非加盟団体でJICAの案件をやっているNGOは他のところに出てきています。一見して、私などから見た時に、緊急人道支援をやっている団体があまり登場していなくて、恐らく自分たちの事業がこの報告書に挙がっていることを知らないのではないかとと思われる団体のほうが載っているということに非常に違和感をもっています。

一覧表を作成される作業は、外務省やJICA等、関係省庁、近いところを通じてなされていると思いますが、日本の緊急人道支援でもっと大きな金額、また多くの団体がかかわっているところがきちんとハイライトされるように2018年度のものをお作りいただきたいと思います。

もう1点、今日、お配りいただいた関連決議の中の決議2242号という2015年に決められたものの中に「市民社会、とりわけ女性組織との関わりも重要視」とあります。今、スリランカでスリランカ側のNAP作成にも協力しておられるということですが、スリランカで活動している日本の国際協力NGOを通じてスリランカの市民社会も一緒にかかわっていくことはできますか。そういった作成の仕方はこれまで北欧諸国によってアフリカ等でなされてきたのですけれども、日本の国際協力NGOをNAP作成プロセスにも巻き込んでいくような取り組みというのはしておられるのでしょうか。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

松田室長、お願いします。

○松田（外務省 総合外交政策局 人権人道課 女性参画推進室 室長）

まず、第1点の案件一覧ですが、本日、この会議で本件を報告させていただいたのは、

まさにそういうインプットをいただきたい、今後市民社会との連携を強化していきたいという観点から取り上げさせていただきます。一覧表を作成する時には国際協力局にも協力いただいて、ジャパン・プラットフォームを通じて行っている事業で関係しているものを出してほしいという依頼をして作っているのですが、実際どこまで照会がいつているのか、私自身は今、把握していないのですけれども、把握し切れない部分があるので、NGOの活動で関係あるものをどんどん出していただけるような仕組みを作っていきたいと思っていますし、既にやっているものを出していただくだけではなくて、どんどんこういう活動をやっていただきたいと思っております。2018年分についてはこれからまとめますので、ぜひそこで御協力をよろしくお願いいたします。

第2点のスリランカですけれども、スリランカの中でこれから国内省庁を集めた検討会を開始するところですので、御指摘も踏まえまして、何らか協力にかかわっていただけないかなと思いますが、検討させていただきます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

松田さん、どうもありがとうございました。

まだ議論は続きそうですが、予定の時間を10分オーバーしておりますので、発言されたい方もいると思いますけれども、次の議題へ移りたいと思います。

それでは、2つ目の「G20外務大臣会合へ向けた東海地域市民社会の取り組み」というタイトルです。名古屋NGOセンター代表理事の八木さん、お願いいたします。

●八木（名古屋NGOセンター 代表理事）

名古屋NGOセンター代表理事の八木といいます。よろしくお願いします。

私からは「G20外務大臣会合へ向けた東海地域市民社会の取り組み」ということで報告をさせていただきます。

今年の11月22日から23日に名古屋市においてG20外務大臣会合が開かれます。そこに向けて、東海地域のNGO、市民団体を含めて提言を行って、外務大臣会合にそれを反映させたいということで、今、取り組みを始めています。

まだその議題は正式に発表されていませんが、国際社会が直面する問題ではこういうことがあるのではなかろうかということで4つほど議題を挙げて、その中でNGOあるいは市民団体が討議している最中です。その4つの議題というのは「(1) 移民・難民の人権問題」「(2) 貧困・格差解消へ向けた国際連帯税の課題」「(3) 朝鮮半島の非核化の問題」「(4) G20大阪サミット首脳声明の評価と課題」ということで、現在、準備を進めているところです。

その準備に伴って外務省に対して幾つかの要請をしたいと思っています。それは、この文書の中にもありますけれども、3つの要請ということで、1つ目は外務大臣との意見交換の場が作れないか、2つ目としては国際メディアセンターの開設ができないか、3つ目としては、まだはっきりしていない議題が決まり次第、速やかに公開していただきたい、そういう要請であります。

東海地域のNGO、市民団体としては、伊勢志摩サミットの時期に伊勢志摩市民サミットを

開きまして、その中で政策提言を行うということを中心にして集まり、政策提言を行ってG7の人たちに届けることができたという成果がありますので、そうしたことをばねにして東海地域では東海市民社会ネットワークを組織しまして、政策提言あるいは政策協働を進めています。今回、G20大阪サミットにおいても、東海地域のNGOが幾つか市民サミットに参加して提言を出していますので、そうした地域での活動と国際的な課題に向けた活動というのは非常に大切であるし、それをばねにして地方での市民社会・NGOあるいは市民団体の活動を活発にしていきたいという願いを持っています。そういう形でぜひともG20外相会合に向けて政策提言を行っていき、それを反映させていただきたいということで、3点の要請をしたいと思っています。よろしくお願いします。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

佐藤民間援助連携室長、お願いします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

国際協力局民間援助連携室長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

民間援助連携室は、C20にもかかわらせていただきました。その時に皆さんの熱気といえますか、熱意といえますか、触れさせていただきました。今、お話を聞きまして、今回、G20外相会合に向けて東海地域の市民社会の皆さんの熱気というのも感じた次第です。

要望ということで3点いただきました。外務大臣と国際協力NGOを含む市民社会との対話、G20各シェルパと市民社会との対話の場を持つこと、国際メディアセンターの設置とアクセスの確保、この3点と理解しました。

今年は、御存じのように国際会議がたくさんありまして、ここに向けた体制というのがまだ完全にはでき上がっていないところでもありますので、今日、私のほうでこのお話を伺いまして、関係すると思われる部局に共有させていただきたいと思います。

以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

佐藤室長、ありがとうございました。

今のお話を受けてNGO側からコメントとかさらにありますか。

●八木（名古屋NGOセンター 代表理事）

八木です。

その協議の結果をできるだけ早急に教えていただきたいのと、特に外相会合の具体的な議題というのは、なかなかお忙しいというお話ですけれども、議題が決まらない会議はないと思いますので、できるだけ速やかに連絡していただきたいと思いますと思いますが、期限とかそういうのはわかりますか。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

佐藤室長、お願いします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

期日についてはちょっとわかりませんが、できるだけ早くということは承りました。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

NGO側から、さらに何かありますか。

●加藤（市民社会スペースNGOアクションネットワーク（NANCiS） コーディネーター）

市民社会スペースNGOアクションネットワーク（NANCiS）の加藤でございます。

私は、G20首脳会合の並行市民サミットのG20大阪市民サミットの事務局長をさせていただきまして、実際に今、名古屋の皆さんがおっしゃったように、地域にこういった国際会議がやってくることに際して、そこで扱われているアジェンダを地域の市民社会が主体になって皆で議論しながら提言する、あるいはその地域の地域づくりや、そこから発信する国際協力について力をつけていくことの重要性、効果の実感を私たちの大阪・関西でも非常に感じているところであります。

このことは、ひいては地域の国際協力活動、市民を主体にした国際協力活動のパワーアップ、そういったことにつながってくる。地域の課題と地球規模課題をつなげて地域から発信するという、国際協力の中の地域版のアプローチを強めるための一つの重要な機会になると思いますので、この場に際しての一つの提案としてもぜひ名古屋からの御提案を積極的に受けとめていただいて、いい機会づくりをしていただければと、隣の大阪・関西地域からもお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

佐藤室長、よろしくお願いいたします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

関西からのお声も承りましたので、しかるべく伝えさせていただきます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

G20外相会合関係の御発言ですね。お名前と所属をお願いいたします。

●垣内（国連経済社会理事会特別協議資格NGO 言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会の垣内と申します。事務局長です。

ぜひこの外相会合にNGOの参加をできる限り認めていただければと思ひまして、発言させていただきます。と申しますのは、2012年に「世界防災閣僚会議in東北」が仙台で7月3日、4日と2日間開催されました。その全体会合も含めて、私、2日間とも参加させていただきました。直前ぎりぎりになってしまったのですが、参加を認めていただきました。

72カ国の防災担当の大臣が一堂に会されて、特にアフリカの皆さんもたくさん参加されていました。私の会の情報提供に大変関心を持ってくださって、2日目は3カ所、福島と石巻と一関にバスで移動して、また国際会議場に戻って、そして閉会の会合、そういうものに一緒に参加させていただいて、国会議員の方や地域の市民の方の貴重な御参加と情報交換ができました。ぜひ、貴重な機会を活用して、前に進める課題をきちんとスピーディーにいけるようにさせていただければと思ひます。

特に、その時は玄葉大臣だったのですが、大臣には個人通報制度を一刻も早く批准して

くださいということを直接お訴えさせていただきました。まだ実現しておりませんが、日本が個人通報制度を批准して法の支配を実現する、これが全ての課題において最優先と思います。人間の安全保障、防災の主流化、国連はこれに向かって193カ国が力を合あわせて進んでおります。SDGsを前に進めるためにも、日本は4回目の人権理事国ですから、この責務を果たす必要があると思いますので、今日にでも全ての個人通報制度の批准を閣議で決定することは可能ですし、拷問等禁止条約は22条に組み込まれていますから、留保を撤回する、そして、その日のうちに批准できるわけです。ぜひこの取り組みを進めていただきたいと思いますので、あわせてお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

どうもありがとうございました。

特に外務省からコメントはよろしいですか。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

佐藤室長、お願いいたします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

御意見を承りました。ぜひとも東海地方の市民社会の方々とよく調整を行っていただくようお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

佐藤室長、ありがとうございました。

それでは、この議題に関してはこのくらいにいたしまして、次の議題へ移っていきたいと思います。3つ目です。「特定秘密の指定におけるODA関連情報等の取扱について」ということで、市民社会スペースNGOアクションネットワーク、コーディネーターの加藤さん、よろしくお願いいたします。

●加藤（市民社会スペースNGOアクションネットワーク（NANCiS） コーディネーター）

改めまして、市民社会スペースNGOアクションネットワーク（NANCiS）のコーディネーターをしております加藤良太と申します。よろしくお願いいたします。

私どもNANCiSは、いわゆる国内外の市民社会スペースに関する問題について、国際協力NGOのネットワーク組織として注視して活動している団体でございます。

その観点から、今回、外務省の皆さんに、外務省が2018年に指定された特定秘密に係る情報の中にODAに関する情報が含まれているのかどうかということをお聞きし、またODAに関する情報と特定秘密指定ということについて政府・外務省のお考えをお伺いしたいということで御報告をお願いしたものです。よろしくお願いいたします。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、今、お話しいただきました件につきまして、大臣官房総務課、角課長補佐からお願いいたします。

○角（外務省 大臣官房総務課 課長補佐）

ありがとうございます。角です。

3年前からこの議題に対応させていただいております。端的に言えば、変わっておりますということなのですが、準備しておりますので、読み上げさせていただきます。

3つ、問いをいただいております。

1点目が、昨年、2018年中の外務省の特定秘密の指定に関することですが、昨年、外務省が新たに特定秘密に指定した情報は、平成30年中に外国政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報1件でございます。また、昨年末時点において外務省が特定秘密に指定している総件数、これは先ほど申し上げた1件を含めたものですが、38件でございます。

これらの情報については、御指摘がありました、本年6月7日に閣議決定され、公表されております「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」、我々、国会報告と呼んでいるものですが、政府が国会に報告しているものにも記載されているとおりでございます。

これらの中に、国際協力局が主管として取り扱うODAに関する情報を対象情報とする指定はこれまでもありませんでしたし、今のところも含まれておりません。過去4回、本協議会にて当省から回答させていただきましたように、特定秘密の指定に際しては特定の3要件、法律に指定されておりますけれども、防衛、外交、いわゆるスパイ活動、テロリズムに関して、特定秘密保護法の別表に掲げる項目に該当するかどうか、また公になっていない情報かどうか、我が国の安全保障に著しい支障があるため、特に秘匿する必要があるものかどうか、というこの3つを厳正にチェックして、この要件に照らして確認しております。この要件に照らせば、国際協力局が主管として取り扱うODAの業務内容が特定秘密の指定対象となることはないと考えております。これが1点目の御質問の回答に当たります。

また、2点目、3点目について、これも従来から御質問、御指摘いただいている件ですが、両方まとめてお答えさせていただきます。2点目について、過去4回、これも本協議会にて当省から御説明させていただいておりますが、外務省において国際協力局が主管として取り扱うODAに関する情報を対象とした特定秘密の指定は、いわゆる指定の箱というものですけれども、現に存在しておりません。また、治安情勢なども含め、海外安全情報等の形でこれまで援助関係者に提供していた情報の一部を新たに特定秘密に指定し秘匿することは、今後もないことなどを説明しておりまして、この考えには何ら変更はございません。

また、今回の質問の中で文書化に準じる確証として信頼できるかということがありまして、具体的にどういうことを意味するのかわかりませんが、私が今、文書を読み上げているように、この文書は私だけが勝手に言っているものではございませんで、外務省の省内で関係課室に確認をとった上で一字一句読んでおります。そういう意味で、これも従来と同じ立場になりますが、これらの発言内容は外務省としての説明でございまして、これらは詳細な記録として残り、外務省ホームページ上に公開されておりますし、これから今日のものもされと思います。文書化につきましては、これも過去3回、本協議会にて当省か

ら説明してきておりますが、そうした実態を踏まえて省内で検討した結果として、外務省としては、上記記録文書において外務省の立場は十分対外的に示されていると考えておりますので、別途の文書を作成する必要はないと考えております。

私からは以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

角さん、どうもありがとうございました。

今の説明を受けまして、加藤さんから。

●加藤（市民社会スペースNGOアクションネットワーク（NANCiS） コーディネーター）

昨年中の外務省に関する特定秘密に指定された情報に関して、また外務省側の考え方に関して簡潔に表明していただきまして、ありがとうございます。私どもとしても、引き続きそのポジションで維持していただけるように期待していききたいと思います。

私ども毎年こういう質問をしております。なぜ毎年なのかということは、ひょっとしたらNGO側の皆さんもお考えかもしれませんので、どういう趣旨でこの質問を毎年継続しているのか、簡潔に理由だけ御説明をしてこの質問を閉じたいと思います。

私ども、市民社会スペースにかかわる状況を定期的にモニターしていくということを非常に重視しております。その点で毎年、ODAに関する情報について、特定秘密とのかかわりについて、こうした形で同じ時期に質問させていただくということを繰り返させていただいております。その背景として私ども3つの考えを持っております。

まず1つ目は、こうしてODAあるいは国際協力にかかわる者が一番重要視すべき途上国の現地で暮らす人々、この人々が開発にかかわる情報に圧迫を受けることなく、弾圧を受けることなくアクセスしていくことができるかどうか。

2つ目として、私ども国際協力にかかわる団体、特に市民社会・NGO、こうした団体が前述のような情報に同じように安全にアクセスできるということ、プラス活動していく上で重要な治安の問題あるいは国際情勢にかかわるような情報にも安全にアクセスできているかどうか。

3つ目に、国際協力だけにかかわらず、広く市民社会全体が市民社会スペースにおいて圧迫を受けることなく自由に表現したり言論したり活動していくことができるかどうか。

このことが、国際協力の文脈において言えば、開発効果を国内外で発現していくために非常に重要な政策環境を準備していくものであるという考え方を持っておりまして、その観点から、この特定秘密の問題に関しても継続して質問させていただいているという次第です。引き続き御理解と御協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

加藤さん、どうもありがとうございました。

それでは、この議題についてはここで終わりたいと思います。

次に、協議事項に移っていききたいと思います。1番目の協議事項「開発協力政策の策定ス

ケジュールと政策協議の実質化について」ということで、NGO福岡ネットワーク理事の高橋良輔さんからお願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

ただいま御紹介いただきましたNGO福岡ネットワーク理事の高橋と申します。

本日は、ODA政策協議会のコーディネーターとしてもこの協議事項を提案させていただきました。皆様のお手元に既に議題提案の紙がありますので、ごく簡単に今回の趣旨を説明した上で、意見交換させていただければと思っております。

まず、議題の背景です。開発協力政策については、ほぼ10年単位で開発協力大綱、5年単位での中期の方針や個別案件、そして1年ごとの予算等という形で事業展開計画が作成され、外務省として一貫性を保っていると御説明いただいているところです。

ODA政策協議会では、過去数カ年にわたり、各年度の予算、重点方針について意見交換をしてきました。今までのスケジュールでは、例年、大体12月、つまり、概算要求の大詰めを迎える時期に翌年度の予算要求に向けて重点事項をどう考えておられるか共有していただき、翌年6月開催の全体会議で実際にそれがどう開発協力方針に結実しているか御説明をいただいて、意見交換をしてきました。

昨今こうした政策策定、基本的な予算策定のスケジュール以外のいろんな場ができてきていると思います。昨年度は「ODAに関する有識者懇談会」が大臣のお声かけで設置され、臨時の全体会議を政策課の御協力も得て、秋に開催しました。

それから、昨年度の議題を見ますと、カンボジアでのODA事業、あるいは政策環境改善について、またOECD-DAC関連といった議題が議論されているのですが、その後、特に具体的な進展がないままになっています。

こうした中で、先月の全体会議では、今まで御提示いただいていた重点方針の取り扱いを働き方改革の一環として変えていくと表明されました。もちろん、その際には、情報開示は別の形でホームページでされていくと言われていますが、私どもNGOの立場からしますと、既に5カ年の中期計画がはっきり見えなくなっている状況で各年度の重点方針の取り扱いも変わるとなると、こういったタイミングでNGOから意見を申し上げたり外務省からの御説明を伺ったりすれば一番建設的な政策対応ができるのか、見えにくくなっています。

NGOから意見を申し上げても「それはもう予算が決まっていますので入れられません。再来年お願いします」、そうになってしまうとお互いに大変不幸なので、そういうことがないように議論をさせていただければと思います。

議題提案書の裏面です。大きく言うと3つ、事前に質問を出させていただきました。

1点目は、先ほど申し上げた10年ごとの開発協力大綱については、恐らくまだ見直しの時期ではないと考えております。一方、5カ年程度の中期計画は明示的に策定されていないと理解していますが、全体会議の時には、実施機関であるJICAへの指示として5カ年程度の方向性は示しているという御発言もありました。そうすると、心配するのは、私どもNGOが全く知らないところでそういった開発協力の政策に係る指針が作られて伝達されているとい

うことになってしまいます。5カ年の政策指針がどういうスケジュールやプロセスで作られているのか、どういう形で開示、公開されているのか、その中でNGOがインプットする機会を設けていただく可能性があるのかを先に質問として出しております。

2点目は、先ほど申し上げました重点方針の取り扱い変更です。杞憂であればいいのですが、重点方針がなくなった場合に、私どもは一体どのタイミングで各年度の外務省の開発協力政策について有効な政策提言をすればいいのか、そのスケジュール、タイミングを御教示いただければと思っています。

3点目は、政策協議の実質化です。先ほど申しました10年、5年、各年度といったスケジュールを今後どう想定されているか教えていただければ、また中期あるいは大綱のタイミングでNGOのほうも広く意見を集めて外務省に参考にしていただけるようなインプットができると考えております。こうした策定プロセスにどういう関与ができるか、あるいはこのODA政策協議会の場を使ってどういったタイミングで議論していくと外務省としても一番議論がしやすいかといった御意見をいただければと思っています。

少し駆け足になりましたが、私から提案の趣旨は以上です。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

今いただきました大きく3点につきまして、外務省側から国際協力局の臼井政策課長、お願いいたします。

○臼井（外務省 国際協力局 政策課 課長）

国際協力局政策課の臼井と申します。7月12日に着任しましたので、ブリーフを受けてまだ頭の整理が十分できていないところもありますが、何とぞよろしくお願いいたします。

高橋さん、問題提起をありがとうございます。高橋さんがおっしゃっていたように、NGOと外務省の間で建設的な対話を行うことはとても重要だと私も思っていますので、こういう場を活用しながらいろんなところで意見交換できたらと思っています。よろしくお願いいたします。

今日、幾つか具体的な御質問をいただいているので、それに答えながら、さらに御質問があればという感じにしたいと思います。いただいた提案書の2枚目に幾つかの御質問が書いてありますので、最初にそれについての事実関係を御説明した上で、後で御意見があればそれらについてご回答していくというふうにしたいと思います。

1つ目は、5カ年の政策指針ということで、前回、定期協議の全体会議で私の前任、今福が申し上げたと思いますが、具体的に申し上げますと、JICAの中期目標というものがございいます。ODAのためという面はありますが、独立行政法人の管理監督が我々のもう一つの仕事でございまして、独立行政法人通則法の中でこういったものを5年ごとに作るようになっており、JICAにも示しております。今の期間は2017年4月1日から2022年3月31日までとなっていて、次のものを策定するのは恐らく2021年とか、時期はまだ決まっていますが、それぐらいになろうかと思っています。

私も着任して確認したのですが、中期目標というのは外務省ホームページのODAのページではなくて、これは独立行政法人の主管官庁として作るものですので、外務省のホームページの中でも所管独立行政法人というページに載っております。これは全部で15ページぐらいの本文があって、その後ろにさらに付表がついています。

具体的には、政府の政策体系の中でJICAはどういう位置づけなのか、JICAが重点的に取り組むべき課題として、重点分野、地域ごとの課題、多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化、裾野の拡大、そういったことも含めて書いています。他には、先ほど申し上げましたように、法人に対する目標なので、財務や安全対策なども記載された包括的な文書でございます。今日、お配りする準備ができていなかったのですが、ホームページに載っていますので、ぜひお読みください。

現行の目標については、私も確認してみたところ、もちろん当事者であるJICAと意見交換して、関係省庁と、独立行政法人評価制度委員会との意見交換を経て策定されていて、特段、NGOとの意見交換の機会はなかったというふうに伺っています。

次回はどうするのだというのが恐らく高橋さんの質問だと思いますが、今の段階で答えはございません。ただ、高橋さんから、あるいは市民社会からこれについて関心があるということについてはテークノートしましたので、その点を申し上げたいと思います。それが1)に該当するものだと思います。

次に、2) ですが、先ほど重点方針の取り扱いということについて御説明がありました。これについては前回の会議で今福のほうから話があったかと思います。私も高橋さんと全く同意見で、重点方針の取り扱い変更に伴って、今までのスケジュールとか変えたほうがいいのではないかとということでございます。

今日、1枚、お手元に配っております青っぽい紙は、後で時間があれば皆さんの御意見もお聞きしたいと思っています。どういうふうにしたらいいかんと思っていますが、恐らく夏、このタイミングの協議の場で予算に絡める形で、今後どのように何を重点課題として考えていますというお話をさせていただいて、皆さんからインプットをもらって、それで我々も作業を進めて、その上で冬の協議の場で予算プロセスの現状について御説明して、また議論させていただくというのがむしろいいのかなと思っています。今まではちょっとタイムスケジュールが違って、それをひっくり返してできたらなと思っています。これでよろしければ、今後このようにさせていただきたいと考えております。

3)で「大方針」と書いてあるのはODA大綱でございまして、これは当面、恐らく変えないだろうと思っています。私は平成15年の改定をやっていますが、その時もそうだったし、その次もそうでしたけれども、やはり市民社会の方々の意見をいただく機会も作っておりますので、そういったことは今後もやっていくのだろうと考えています。

JICAの中期目標については、今、申し上げた感じで、今後、検討します。

事業展開計画というのは外務省ホームページに載っているのですが、具体的には、既に採択された案件がどういう感じで今後進んでいくというのを示すもので、事務的に技術的

にやっているものですので、余り協議とかいう形ではやっておりません。むしろ皆さんに情報提供ということです、それを見ていろいろ御意見をいただくことはありますが、それについての御意見というのは恐らくないのかなと考えております。

以上がまずスケジュール感ですので、今のところ、すぐにこれというのはないのですが、特に策定の段階でNGOの意見をいろんなところで聞いていきたいと思いますというのは、私もそう思っています。ここで御提案いただいた「より良いODAのあり方を共に考え、NGOと外務省の連携を強化する」ということに一番資するのは、やはり早い段階で御意見を聞く。今回の予算もそういう趣旨で御提案しているのですが、早い段階でいろいろ御意見を聞いて、我々も頭に入れながらいろんな人に話していったほうが、固まった後に言われてもなかなか苦しいものがあるので、やはり早い段階から建設的な対話ができるようなスケジュールというものを考えていきたいと思えます。

とりあえず、いただいた議題の提案そのものについて私の考えでございします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

それでは、高橋さんからお願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

NGO福岡ネットワークの高橋です。

非常に前向きな御回答をいただきまして、本当にありがとうございます。この協議会に何年か関わっていますが、こんなに力強く議論を深めていける流れが見えたことを大変うれしく感じています。

まず1つ目は、開発協力大綱についてはまだ少し先になるかと思いますが、ぜひ今までと同じプロセスで広く早目にNGOから意見を聞くように、ぜひお願いします。

JICAの中期目標の位置づけですが、御説明をありがとうございました。私も、あるいはここにいるNGOの皆さんも、今後、ODAだけではなくてそこもしっかり拝見して御意見を言えるようにしていく準備が必要かと思えます。今後は2021年ということなので、これも今年ではないと思いますが、恐らくNGO-JICA協議会よりはこの場を使いながら議論させていただくのがいいのかなと思えます。今までは独立行政法人の管理運営ということで、NGO側もそこに対する意見交換はなかったと伺いました。重点分野や特に大事にしていくテーマということでは、かなり政策的な方向づけが出てくるかと思えますので、JICAと同じく途上国の現場に入っていくNGOの意見も、意見交換、パブリックコメント等の形で取り入れていただく機会を御検討いただければと思います。これもまた来年以降になるかと思えますので、今後、外務省の中でテークノートされたということでしたので、引き続き共通理解にいただければと思います。

3点目、青い資料とおっしゃったこの資料です。実はこれも事前打ち合わせの際に伺っていましたが、今回、外務省の中でも早い段階で検討資料を共有してNGOからの意見を取り入れたいと言ってくださったこと、本当に心から御礼申し上げます。

せっかく出していただきましたので、この後、可能な範囲で御説明いただいて、各NGOからも今できる限りの御意見を申し上げられればと思います。今まで12月の段階で8月の概算要求の資料を御説明いただいて、翌年6月に予算がこうなりましたと伺っても、私どももなかなか有効なインプットができませんでした。もしよろしければ、先ほど御提案いただきましたように、これから第1回の7月ぐらいの時期の協議会でこういった検討資料を御提示いただいて、NGO側も今回新たな試みということで十分な準備ができていないのですけれども、しっかり意見集約して、予算要求に向けてこういうことを検討していただきたいとインプットし、そしてそれがまた12月、冬の時期にどういう状況になっているか共有していくようなプロセスができれば、今年度にしっかり定着させたいと思います。

この後、この「3つの最重要課題」を可能な範囲で御説明いただいて、私あるいは他のNGOの方からも御意見をインプットできればと思いますが、よろしいでしょうか。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、臼井政策課長、お願いいたします。

○臼井（外務省 国際協力局 政策課 課長）

ありがとうございます。

この紙はどういう紙かということ、中で検討している紙ですので、当然いろんな意見が出ますから変わるものだと思います。実際、外務省が、予算概算要求をこうしようと決めたものとして出すのは8月の終わりだと思います。概算要求として外務省ホームページに出ますので、その時に今のものと違うと言われても、いろいろこれからありますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

この中で、外務省としては3つ、これは外務省全体としての課題だと思っておりますが、(1)は「ルール・スタンダード作りと実践の主導」ということです。我々政府全体として「自由で開かれたインド太平洋」構想を進めています。その中の考え方としては、人、制度、質の高いインフラ、そういったものを作っていく、まだまだいろんな問題があると思いますが、そういう基本的価値に基づいた国際秩序を進めていこうと考えております。これが一つです。その中には、もともと我々がよく言っている、人、制度、インフラとかもちろんありますが、今後、デジタル、そういったものもそのうち出てくるのかなという感じはしています。ただ、ここは最先端過ぎていて、ODAがどこまで対応するかという議論もありますが、ODAがやるものとしても世界の潮流というのは知っておくべきと思って、こういう話も勉強しています。

(2)がまさにODAの主戦場というか、一番、威力を発揮できる場所と考えています。女性・教育、保健、防災、新しい問題としてプラスチックごみ、これについてもやはりODAも考えていく必要があるのかなと。それから、気候変動ということです。毎年、柱は変わっていません。逆に言うと、ここから「女性」とかが落ちたほうがびっくりすると思いますが、それだけ長年にわたって引き続きやらなければいけない課題と我々が考えていると思って

いただければと思います。

昨日、大臣のもとで有識者懇談会が行われましたが、SDGs達成に必要な資金確保のために国際連帯税を含む革新的資金調達の議論も進めていこうということで、いろんな角度から進めていこうと思っています。こういった点についていろんな御意見、あるいは今までこういうことを外務省はやっていたのだけれども、今後はこういうことがいいのではないかとあれば、ぜひおっしゃっていただけると大変助かります。

(3)の「省としての業務の質及び国民向けサービスの向上」は、外務省がちゃんと働けるようにするというところでございまして、定員、IT機器、通信機器、そういったものを完備していくことを考えています。もちろん外務省として業務がよくなれば我々もうれしいのですが、国民サービスの強化という観点で、この点もぜひやりたいと考えています。特に領事の面でも強化していきたいと思っております、領事ということでしたら海外で活躍される皆さんともいろいろ関係してくることがあると思っています。

この3つの柱の中で、先ほど申し上げたように、ODAでは(2)が主戦場ですが、もちろん(1)の中でも大きな役割を果たすと考えています。

これも随分長く言われている話ではあるのですが、横断的な課題としては、やはり日本の人づくりが重要なかなと思っています。国際社会のこうした枠組み、スタンダードを作るとか、「人間の安全保障」のためにもっといろんなことをやるといっても、やはり人づくりが重要と思っています。そのためには、今、国際機関で言えばJP0というのをやっていますし、専門家の育成、そういったこともやっておりますが、こういう人づくりについても重点を置く必要があると思っています。そのための観点からODAの充実も必要と思っています。NGOについては、皆さんは既に御承知のことと思いますが、これも非常に重要な課題だと思っていますし、国際機関、JICAも含めた人員体制を考えていく必要があります。

下に6つの柱があります。この3つの最重要課題をやっていくためにはどういうことが必要なのか、どういうアクションが必要なのかを書いてあります。いろんなことが書いてありますが、1つは「基本的価値に基づいた国際的秩序を様々な挑戦から守り続ける」ということで、最重要課題の(1)に該当すると思っています。あるいは「積極的な経済外交を推進する」というのもそこに関連してくる話かと考えています。

あとは、日本としての発信ということで、必ずしもODAということではないかもしれませんが、戦略的な発信の強化、もう一つは地球規模課題の解決、これは最重要課題の(2)の話になってきて、これについてもやっていく。

人の交流というのも外務省としては重要と思っております、外務省自身がいろんなスキームを使って促進する場合がありますし、外国人の方がこれから日本にどんどん増えてくるという意味での交流もありますので、そういった点に対して配慮していくということかと思っています。

最後は最重要課題の(3)に該当する話で「デジタル革命時代の外交実施体制を実現する」ということで、これはどちらかというと外務省の中の話でございします。

とても抽象的な課題ではあるのですが、お時間の関係もあってざっとした説明になってしまいました。とりあえず、現時点ではこのような感じで考えていて、いろんな人の意見を聞きながら最後にどうするかというのが今の段階でございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

臼井課長、ありがとうございました。

この資料の説明をいただきましたけれども、これをお聞きになってNGOの方から何か質問なりコメントはありますか。

●高橋（日本国際ボランティアセンター（JVC） 政策提言アドバイザー）

臼井さん、どうもありがとうございました。

日本国際ボランティアセンターの高橋です。実は、私は開発協力適正会議の委員も8年近くさせていただいています。その観点から少し違う切り口というか、御質問をしたいと思っています。

今日の高橋良輔さんからの議題提案は2つの意味で大事だと思っています。

1つ目は、適正会議をやっていて、PDCAサイクルをどう回すのかということがすごく問われているわけです。先ほど「国民の理解と支持」ということもあったと思いますけれども、その観点からもしっかりとPDCAサイクルを回すということだと思うのですが、適正会議ではそれが案件ベースになってしまっていて、なかなか政策ベースでできない。そういう意味で、今日、こういう提案がなされて、こういう議論は、他のところを見渡すと、多分この定期協議会ぐらいしかないのではないかと思います。恐らくここでしか政策レベルのPDCAサイクルを確認していくようなところはないと思っているので、その意味で、今日、良輔さんが提案されて、それを臼井さんがやっていきましようと言っていたのは、とても心強いというか、よかったと思っています。

2つ目ですが、では、その上で、さはさりながら現実のことを考えていくと、今日、ここに出されたポンチ絵から実際のODAがどうなるかというのがちょっと見えてきません。このようなストレートな感じでは恐らくODAはなっていないのですね。適正会議で見えても全くそうなのです。SDGsということについては言及も案件概要書にも出てきません。その一方で、やはり外交重視という方針も出されていますので、そうすると、横断分野でのこういう説明と恐らく現実のODAの形はちょっと違うのではないかなという感じがします。縦軸というか、国ベースというか、その部分でのPDCAサイクルなり、外交と開発目標とのバランスというのはどこでどういうふうに評価していくのかと考えた時に、この御提案の枠組みでそのあたりができてくるのでしょうか。

もう一回言いますが、外交と開発目標のバランスというあたりはとても重要になっていて、ODAは確かに外交重視に傾きがちだけれども、開発目標もしっかりやりましようというところの議論がどういうふうになっていくのでしょうか。今日の時点ではなかなか明確なお答えをしていただけないかもしれませんが、もしお考えがあれば教えていただけるとありがたいと思っています。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

臼井課長、お願いします。

○臼井（外務省 国際協力局 政策課 課長）

今おっしゃっている内容は私も理解したつもりですが、この時点でこうだという答えはなかなかないので、問題意識も含めて考えるというのが今のところの回答です。済みません。問題提起はよくわかりました。ありがとうございます。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

臼井さん、ありがとうございました。

他に、NGO側から何か御質問は。

●垣内（国連経済社会理事会特別協議資格NGO 言論・表現の自由を守る会 事務局長）

言論・表現の自由を守る会の垣内です。

前回の地方開催、横浜での会合で質問させていただいた件についてまずお伺いしたいのですが、ODAの関係の統計は国連統計委員会の基準などに基づいて取り組まれているのでしょうか？ということです。

と申しますのは、先般の国会では統計問題が大変議論になっておりましたが、その中で一度もこの国連統計委員会の話が出てこなかったのが質問させていただいたわけですね。紀谷さんのほうからは、「情報を持ち合わせていないので、今回はお答えを差し控えさせていただきます」ということでした。

改めて統計について、今、日本はアジア地域から選出された国連統計委員会の委員国ですから、ぜひ来年度予算等の策定に当たっても、どんどん国際標準に照らして取り組んでいただきたい。

今年は世界人権宣言70周年ですので、とりわけ日本の果たすべき役割は重いわけです。日清、日露、第一次、第二次、戦争の侵略国ですので、やはりそういう視点をきちんと踏まえて。

そしてUPR審査も3クール目に入っていて、今年の12月まで、日本は4回目の人権理事国です。今、国際社会、とりわけアジア地域の皆さんが日本政府に求めているものは大変重たいと思います。すべての国連加盟国によるUPR審査や、各国が批准している人権条約については加盟国は定期的報告を出し、勧告を受けていますね。ですから、直近の勧告だけでもそういうものをきちんとODA関係者の方が踏まえて、ODA計画を策定していくというのは大変効果的だと思います。望んでいないものを強行すると大変な紛争になってしまいますので、そういう人権理事国としての役割は大変貴重なものだと思いますので、ぜひ反映していただきたいと思います。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

臼井課長、お願いいたします。

○臼井（外務省 国際協力局 政策課 課長）

御質問、ありがとうございました。また、御意見もありがとうございました。

御質問にお答えすると、国連統計委員会ということで今おっしゃっていただいたのですが、けれども、私が間違っていたら後で名刺をいただいてメールで訂正したいと思います、ODAに関する統計はOECD-DACのほうの統計基準を使っています。これは比較的いろんな、ODAの定義から始まっていて、それを基本的に踏まえて日本も統計をとっているということになっております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

追加ですか。

●垣内（国連経済社会理事会特別協議資格NGO 言論・表現の自由を守る会 事務局長）

ありがとうございます。

そうしましたら、もっと包摂的なものといえますか、国連の統計委員会がございまして、それとの関係も御検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

国連の統計に関する基準も検討していただきたいという御意見でよろしいですか。

●垣内（国連経済社会理事会特別協議資格NGO 言論・表現の自由を守る会 事務局長）

そうです。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

○臼井（外務省 国際協力局 政策課 課長）

1点だけ。ODAに関する統計といってもいろいろな意味がありまして、相手国のいろんな統計だと恐らく話が違ってくるのですが、日本が行っているODAがどれぐらいの量で、何がODAとして定義されて、無償資金協力はどういう定義で、無償資金協力は幾らでというものについては、基本的にはDACの統計を使っております。国連の統計委員会の統計が今のODAの統計制度にどこまで反映されているかわからないので、その点はまた調べたいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

他に、NGO側から御意見や御質問はありませんか。では、お願いします。

●加藤（市民社会スペースNGOアクションネットワーク（NANCiS） コーディネーター）

市民社会スペースNGOアクションネットワーク（NANCiS）の加藤と申します。今日はありがとうございます。

今日、こういった資料をいただきまして、また御説明をいただいて、恐らくNGO側でも今回初めてのこういったプロセスになってくると思います。今日、いろいろな形で皆さんお聞きいただいて、この話を持ち帰って、夏の外務省で出される概算要求までのプロセスの中で何らかのインプットのようなものを幾つかの団体がまとまって、あるいは個別かもし

れませんが、政策課のほうに持っていくようなことになるだろうと思います。そのあたり、いろいろと声があるかとは思いますが、御対応いただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

では、高橋さん、最後をお願いします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

臼井課長、前向きに御回答いただきまして、ありがとうございます。今、加藤さんからもありましたように、外務省の中でこれから変わっていく前提で検討中のものを御提示いただくのは、新しい対話を深める一步になるかと思います。もちろん、今後、詳細を詰めていかれるかと思うので、本日の時点で私から意見を簡単に言わせていただければと思います。手短に3点あります。

1つ目は、先ほどのルール・スタンダードづくりというところです。当然、法の支配、民主主義、人権、こういった共有の価値をしっかりと確保していくことについては、日本だけではなくて海外のNGOからも日本外交に対して支持が得られると思います。少し心配しているのは、先ほど高橋清貴さんから外交と開発目標のバランスというお話がありましたけれども、こういった「自由で開かれたインド太平洋」といった地政学的な言葉が出てくる時に、ODAの支援が実質上、軍事的なものに投入されていくのではないかと多くのNGOが危惧しています。そこのところはしっかり線引きをして、それとはODAが目指すところは違うのだということを今後はっきりしていただけると、NGOも外務省の姿勢を応援できるのではないかと思います。

2つ目は、先ほどの国際連帯税ですが、これも恐らく10年以上前から、時に水面上に上がり、時に忘れられたようになりを繰り返しているテーマです。先ほどのお話を伺いますと、有識者会議で議論がされていくのではないかと思います。日本の中にもこういった連帯税については長くいろいろ知見を蓄えながら取り組んでいる団体がございます。残念ながら本日はここに来ていないかと思いますが、この連帯税の議論が有識者会議を中心に進む時には、その情報をなるべく早く出していただいて、海外の取り組み事例などもよく知っているNGOからも広く意見を取り入れていただくプロセスを作っていただけると、これもまた外務省の取り組みをさまざまなNGOが後押しするような形もあり得るのではないかと思います。

3つ目、これは今お考えのことを可能な範囲で教えていただければということですが、NGO関連予算で、昨年度、有識者会議を通じて、いわゆるN連の間接経費が、これも10年以上話されていたことがぐっと動いたかなと思います。もしNGO関連予算で、今年度の概算要求でこのあたりを重点的に強化していきたいというお考えがあつて、今お話していただけるようであれば教えていただければと思います。今回こういった新しい取り組みが進んで、議論を深めていけることを期待しております。今後どうぞよろしくお願いいたします。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

臼井課長、手短にお願いいたします。

○臼井（外務省 国際協力局 政策課 課長）

ありがとうございます。

1点目の軍事利用の話がありましたが、私の立場は明確で、開発協力大綱に従って行く。そこにはそういうものを書いていますので、それに従って考えていきます。

2点目の国際連帯税については、別の課長がやっているものですから、こういう御要望があったことは伝えさせていただきます。

3つ目のNGO関連予算は佐藤室長の方で何かありますか。頑張りますというのはもちろんですけれども。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

では、佐藤民連室長。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

民間援助連携室の佐藤です。

頑張りますといいますか、皆様の活動がきちんとできるような予算は確保していきたいということです。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

外務省に御協力いただきまして、ODA政策の実質化に関する議論が今日は深まったかと思っています。これからもまたこの議論については継続していければいいと思います。

それでは、最後の議題に行きたいと思います。「5月31日付プロサバンナ事業に関するNGO側からの報告と要請に関する協議」ということで、日本国際ボランティアセンター政策提言アドバイザーの高橋清貴さんから御発題いただく前に、今回のこの議題の設定に当たりまして、ODA政策協議会コーディネーターのほうから一言コメントを申し上げますので、少し時間をいただければと思います。高橋良輔さんからお願いできますでしょうか。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

実質的な内容については議題提案の団体から説明があるかと思いますが、今、政策課の取り組みについてたくさんお礼を申し上げたところでこういうことを申し上げなければいけないのは大変心苦しいのですが、この場を借りて、ODA政策協議会コーディネーター一同からこの議題に関しては強く抗議を申し上げたいことがございます。

それは何かと申しますと、ODA政策協議会の協議議題に関しては事前の打ち合わせを議題提案者と担当課でさせていただいております。その際には、民間援助連携室に仲介窓口になって調整いただいております。先ほど臼井課長に御提案いただいた議論も、その事前打ち合わせの中で、既に今回の第1回政策協議会で検討中のところを意見交換してはどうかと政策課から御提案いただいて、新しい一歩が踏み出せたと感じています。

ところが、このモザンビークのプロサバンナ事業に関する案件に関しては、過去2回あるいは3回連続かと思いますが、担当課の方が事前打ち合わせにいらっしゃらないとい

うことが続いています。正直なところ、外務省とNGOの間で実質的内容について見解や意見が違うことは多々あるかと思っていますが、事前打ち合わせ自体に応じないことは、外務省あるいは担当課の対話の姿勢としては非常に失礼な態度であると考えています。

つまり、皆さんのお手元にあるように、議題提案者の方はこれだけ議案書を作成して事前にお送りしている。そして再三、事実関係については事前に紙面での回答をいただきたいと呼びかけていますが、一切対応いただけておりません。また、事前の打ち合わせの段階でも、議題提案者が各種の予定を調整して外務省まで足を運んでおります。ところが、外務省の中にいらっしゃるはずの担当課の方が最初からいらっしゃらない。この議題について御異論がないかというそうではなくて、毎回必ず議題のタイトルを変えてくださいますとの要請があります。もちろん議題のタイトルについて、NGOと外務省の間で見解の違いはあり得ることだと思いますが、そういう要望があるのであれば、しっかり事前の打ち合わせに来ていただいて、議題提案者とその場で協議していただくのが筋であると思います。

繰り返しますが、実質的な協議内容について担当課と議題提案しているNGOとの間で意見の相違がある。これは当然あることだと思います。しかし、他の場での会合で回答していることを理由として、あるいは別のメールで回答したことを理由として事前打ち合わせに来ないというのは、そもそも会議の信義則にもとる対応だと考えています。ですから、この後、議題の内容については意見交換を深めていただきたいと思いますと思っていますが、そうした対応については今後、厳に慎んでいただきたいと改めてコーディネーターから強く抗議をいたします。

以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

高橋さん、ありがとうございました。

それでは、早速、議題提案者のほうから御説明をお願いいたします。

●高橋（日本国際ボランティアセンター（JVC） 政策提言アドバイザー）

今のことに對して外務省からの応答とか返答は特になくてもよろしいのですか。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

では、今の件につきまして、佐藤民間援助連携室長からお願いします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

コーディネーターからの抗議ということでしたので、私のほうでお話をさせていただければと思います。事前打ち合わせは、協議会当日の議論をよりよいものとするために設けられている非公式の調整の場ということで、この辺に認識の相違はないと思います。今、抗議という形でいただきましたが、今年、NGO側のコーディネーターの方々も交代があったりしたということもありますので、この点も含めて、いろんな議題の取り扱い方については、またコーディネーターの方々と別途話し合いの機会は設けられればいいなと思っています。

以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

どうぞ。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

佐藤室長、ありがとうございます。

恐らく担当課とNGOの方もこの会議以外の場でもいろいろ接点があって議論されているのですが、やはりこの場自体は、より幅広くNGOが問題を共有する場です。佐藤室長が今言ってくださったように、今後、事前打ち合わせの場をどう有効に使っていただけるか、民連室とコーディネーターで建設的な相談をできればと思っています。今回のこの流れについては私どもとしては抗議せざるを得ないので、御理解いただければと思います。

以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございました。

それでは、議事を進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。では、高橋清貴さん、お願いいたします。

●高橋（日本国際ボランティアセンター（JVC） 政策提言アドバイザー）

ありがとうございます。

時間が限られていますので、私たちの議題提案書に関してはそちらに既に送ってありますので、読まれているという前提で、今日、ここに参加していただいている他のNGOの方々には大変恐縮なのですが、私からの説明はできるだけ短くしたいと思います。

これまで何度かは、私たち日本国際ボランティアセンターの渡辺という者が議題提案をさせていただきました。彼女自身がアフリカに精通しているという観点から、現地の状況をできるだけ正確にお伝えしたいという中で提案をしています。

今回、私の名前で提案させていただいているということに一つ意味があります。先ほど議論がありましたように、何度かこれまで議論させていただいて、なかなか前向きな話が出てこないという中で、既に議案書の背景に書いてある通り、非常に多くの回数をこれまで進めてこざるを得なかったのです。

ですので、改めて、このプロサバナナの議論をなぜ私たちがしようとしているのかということを最初に確認しておきたいと思います。3点あります。このODA政策協議会は、基本的にODAをよくしていこうという中で市民社会にできることは何かという議論でやっているわけです。

3点というのは何かというと、1点目は対話のあり方です。これからどうであろうともODAを進めるに当たっては、必ず対話のあり方に関しては、スキル、能力、いろんな観点も含めて、しっかりとしたドナーとして、実施機関として、そこら辺を高めていく必要があるのだらうと思っています。その観点において私たちNGOが協力できることは幾らでもあるのだらうと思っています。

2点目はガバナンスです。御存じのように、今、ガバナンスにいろいろ課題を抱えている

国においてODAを進めていかなければいけない状況、いきたい状況とか、いろいろあるだろうと思います。先ほど外交重視という話もありましたが、そういった状況の中でガバナンスをどういうふうに捉えるかということは、人権が非常に人口に膾炙されてきているということも含めて言えば、私たちはその問題を相手国任せにしておくことには必ずしもならないだろうと思います。その観点からどういうふうに向き合うのかということで、人権に関しては日本の市民社会の中でNGOは非常に造詣の深い人たちが多くですから、意見交換しながら、外務省やJICAがその考え方を深めていっていただければいいかなと思っています。

3点目は小農支援です。農業のあり方に関しては、農業開発というのはこれまで開発課題の中心的な課題の一つでしたが、昨年、国連から、小農を守る権利、それを大事にしているという宣言が出されていますように、いわゆるSDGs、持続可能な開発を考えた時に、やはり小農支援というのはこれから大きな課題になってくるだろうと思っています。

この3つの観点から、プロサバンナというのはまさにここで継続的に議論していくにふさわしい議案だろうと思っています。

その観点で、最初の1点目の対話のあり方で既につまずき始めているということがこれまで何度か議論を繰り返してきた理由なのです。私たちの今日の議論のベースになるのは、恐らく河野外務大臣の発言です。「丁寧な対話をしていきましょう」という趣旨の発言で、これに関しては3月19日の参議院での委員会でも確認されています。その意味において、これがベースになっていくことは確かなわけです。しかし、現地側の最も便益を受ける、最も裨益を受けるべきである小農の人たちにきちんとこれが伝わっていない、もしくはこれがきちんとした形で見えてきていないというところが、これまで何度もここで申し上げているさまざまな問題を引き起こしているわけです。

3つの観点から言いたいと思っています。

1つ目は、きちんとそこをやっていくという意味がドナーである日本政府、外務省、JICAの中にあるのかどうかというところが現地の住民や農民たちにはどうも見えてこないということです。

2つ目は、その能力、力量です。今、ガバナンスに課題があるモザンビーク政府であることは彼らもよくわかっている。この中においてこの案件をやっていくに当たって、ドナーとしてどんなふうに私たちを助けてくれるのだろう、どういうふうに私たちの考え方を進めていただけるのだろう、対話をちゃんとやっていけるのだろうかというところが一向に見えてきません。見えてくるのは、どうもそうではない、むしろ抑圧的な対応に出てくるモザンビーク政府の側に立って私たちの声を押し殺そうとしているようにしか見えないということです。これは非常に残念なことです。このあたりをきちんと見せていただきたいということです。

3つ目は、いずれにも関連してきますが、こういった問題に対する責任のあるドナーとしての対応はどんなのだろうということです。実際に現地側で情報開示やいろいろ対話がで

きていないことに関してはモザンビークの弁護士団のほうから行政裁判が起こされて、それに対して行政判決が出て、きちんと情報開示しなさいと言われた当の対象であるところのプロサバンナのコーディネーションユニット、ここには日本の政府もJICAも関与しているのだと思います。ここに対してきちんとした声が聞こえてこない。むしろ、モザンビーク政府の側からそんなことはないという言いわけに近いような回答がなされるだけであって、きちんとした情報開示が今後確保されるのかどうか見えてこないということにおいて、日本政府はどうしていただけるのかが見えてこないということです。

この1年間でモザンビーク政府が行っているいろんな会合のあり方や実態を踏まえながら、現地の側から出てきているいろんな声明、それを添付資料としてお付けし、それを背景にした形で、私たちのほうからも日本市民社会の声として懸念をお付けしたものが今日の議案書になっています。これを受けていただいて、今日、まずは外務省のほうからお考えやお答えをいただいて議論を進めていきたいと考えております。

以上です。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、国際協力局の青竹国別開発協力第三課首席事務官からお願いいたします。

○青竹（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

国際協力局国別開発協力第三課、青竹と申します。よろしくお願いいたします。

冒頭、プロサバンナについてですが、プロサバンナ事業は、持続可能な農業開発を通じて小規模農家を中心とした地域住民の生活向上に貢献することを目的とした事業であります。これまでもお伝えしておおり、プロサバンナ事業の一環として実施してきたパイロットプロジェクトにおいては、参加した農家の収入や収穫量が増加したとの成果も得られており、現地には事業の継続や拡大を望む方々も多数おられるということは御理解いただきたいと思います。

具体的には、例えばメイズについては、これまで1ヘクタール当たり1.2トンの収穫であったところが1.4トンに増加したり、より高い価格で取引される野菜の栽培作付け用の種子の生産では30%の収入増をもたらしたり、養鶏に取り組んだ農家グループでは最大で平均的な年収の3倍以上、平均でも1.2倍の利益を記録したといったこともあり、少なくとも延べ4800世帯がこういった活動にかかわり、現地の農家の方からも喜びの声が多く聞かれています。

その上で、いただいた御質問についてお答えいたします。

1番の2018年3月1日以降の現地で行われた会合の費用ということで、それぞれの会合並びに総額ですが、JICAに確認したところ、2018年3月以降に現地で確認された会合費用としては、2018年4月については31万4110モザンビークメティカル、2018年8月については24万4160モザンビークメティカル、2018年11月については119万4140モザンビークメティカル、2019

年1月については32万2306モザンビークメティカル、2019年4月については32万7393モザンビークメティカル、総額として240万2109モザンビークメティカル、日本円にすると約438万7000円となります。

続きまして、2番目のモザンビーク弁護士会の訴えた相手はプロサバンナ調整室云々という御質問です。「1)以上の公式説明について、次のように理解した」ということがございます。

①は、以上の日本語の理解で正しいかどうかということについてでございますが、これについてはJICAに確認したところ、おおむね提示された日本語の趣旨のとおりであると言えます。一方で、細かいところを申し上げますと「agreed on the establishment」のところについては「合意して設置された」というよりは「設置に合意した」と訳されたほうがいいのかと思います。また、その前の「the coordinating institutions」が訳出されていないとは思いますが、おおむね日本語の趣旨のとおりだと考えます。

②は、ProSAVANA Coordination UnitとProSAVANA-HQが同一のものか否かということですが、JICAが農業食料安全保障省に確認したところ、両者は同一のものであるということでした。

③は、ProSAVANA Coordination Unitの責任者の役職と名前についてです。JICAに確認したところ、責任者の役職はProSAVANA Coordinatorで、現職はアントニオ・ラウル・リンバウ氏であり、前任はカリスト・ビアス氏であるということです。

次に、「2)ProSAVANA Coordination Unitの組織構造」という御質問です。

①は、役職の構成ですが、JICAに確認したところ、MASA内に設置されたProSAVANA-HQはProSAVANA Coordinator、ProSAVANA Coordinator補佐及びスタッフから構成されているということです。

②は、各役職の職員数ですが、JICAに確認したところ、ProSAVANA Coordinator、ProSAVANA Coordinator補佐及びスタッフが各1名勤務しており、合計3名であるということです。

③は、この中でJICAが資金を負担する職員数と当該職員の肩書ですが、こちらはスタッフ1名の資金をJICAが負担しているということです。

「3) MASA内のProSAVANA Coordination Unitの関係者」というところです。

①は、「JICAがProSAVANA Coordinatorとして契約するリンバウ元副大臣のProSAVANA Coordination Unit内での役職・肩書と役割」という御質問です。これは事実誤認がございまして、JICAとリンバウ元副大臣が契約関係にあるという事実はございません。先ほどお伝えしたとおり、リンバウ氏の役職はProSAVANA Coordinatorであり、その役割としてはプロサバンナ事業に係る調整の総括を担っているということです。

②は、「JICAが現地コンサルタントMAJOL社との契約により調整室に派遣するエドワルド・コスタ氏の室内での役職・肩書と役割」という御質問です。こちらも事実誤認がございまして、JICAによると、御指摘のコスタ氏がMAJOL社から派遣されているという事実はないということです。一方で、コスタ氏の肩書ですが、先ほど申し上げた中のスタッフに当

たるものでして、プロサバンナ事業に係る関係者間の調整及びProSAVANA-HQの調整機能を強化する支援を行っているということです。

「4）2017年にモザンビーク弁護士協会がProSAVANA Coordination Unitに対して行った行政訴訟について同室からJICAが初めて報告を受けた年月日と状況」という御質問です。こちらは、JICAによると、2018年10月29日にJICAモザンビーク事務所は在モザンビーク日本大使館とともに、モザンビークの農業食料安全保障省から本件について伺ったということです。

最後、3番は、今後、大統領・議会選挙があるという中での御質問です。

1)の①は、危機管理等について現在から選挙に向けての具体的な方針ということですが、現地の治安状況については、日ごろから関連情報の収集・分析に努めております。具体的な方針の内容については、関係者の安全や相手国との関係に影響を及ぼす可能性があるため、回答を差し控えたいと思います。

②は、リスクマネジメントのために参照している情報元・機関などという御質問ですが、こちらについても、情報提供者など関係者の安全に影響を及ぼす可能性があるため、回答を差し控えたいと思います。

③は、協力隊などの退避や避難計画の有無という御質問です。それについてはJICAにも確認しましたが、今度の選挙に限ってというものについては現時点で検討していませんが、協力隊に限らず、治安が急激に悪化した際に経済協力関係者の退避マニュアルは常日ごろから準備しております。

④は、選挙結果に影響を及ぼさないために心がけている点ということについてです。こちらは、冒頭申し上げたことと重なりますが、プロサバンナ事業については、持続可能な農業開発を通じて小規模農家を中心とした地域住民の生計向上に貢献することを目的とした事業として、先ほど申し上げたように、プロサバンナ事業の一環として実施してきたパイロットプロジェクトにおいて、参加した農家の収入や収穫量が増加したなどの成果も得られており、現地には事業の継続や拡大を望む方々も多数おられて、選挙における立場にかかわらず、プロサバンナ事業については御支持いただけるものと考えています。

以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

青竹さん、どうもありがとうございました。

説明を受けまして、高橋さんから何か。

●高橋（日本国際ボランティアセンター（JVC） 政策提言アドバイザー）

まず、情報をありがとうございます。

これは、議案書にも書いていますが、事前質問なのですね。どうしてこれが事前にいただかなかったのかということをまず最初にお聞きしたいと思います。

それと、今おっしゃっていただいたのですが、できれば書面でいただければと思いますので、それも御検討ください。

3つ目は、今の御回答をもし私がそのまま現地側住民に伝えて、この添付資料にある資料2や資料3、資料3は私たちのほうで作りましたが、資料2にあるような現地の農民たちの懸念というものが今のお話で払拭されると思われますかということです。つまり、今回、外務省やJICAは、今のステイルメイトのような状況を改善していこうという意味、その方法をどうお考えになっているのかが、申しわけないのですけれども、全く見えてこないのですが、もし今の時点であればお話しください。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

青竹首席、お願いします。

○青竹（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

ありがとうございます。

書面での回答については検討いたします。

事前協議についてですけれども、先ほど佐藤室長からもあったと思いますが、事前打ち合わせについてはあくまでも非公式の調整の場であると認識しています。NGO、外務省、双方から提案された議題について提案の背景や問題意識を説明し、調整する場があれば話し合うというプロセスだと認識しています。

プロサバンナにつきましては、2016年12月以来、毎回のODA政策協議会で議題になっており、その都度、NGOの皆様からの詳細な御質問に対して外務省として回答申し上げているところであります。加えて、前回のODA政策協議会以降も、NGOの皆様から外務省に対して累次メールを通じて事業に関する御質問をいただいております、最近でも6月終わりに御回答しているところです。

懸念の払拭という話ですけれども、我々としても現地で反対されている方もいらっしゃるということは認識しているのですが、一方で、先ほど申し上げたように、プロサバンナ事業というのは持続可能な農業開発を通じて小規模農家を中心とした地域住民の生計向上に貢献することを目的とした事業であって、これまでも多数の成果が得られており、現地には事業の継続や拡大を望む方々も多数おられると考えています。そういった中で、引き続き、モザンビーク政府の主体的な取り組みを必要に応じて支援していくという考えでありまして、こういった取り組みを通じて御理解を得ていきたいと考えております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

では、高橋さんのほうから。

●高橋（日本国際ボランティアセンター（JVC） 政策提言アドバイザー）

最初に私のほうから、プロサバンナの議論をする意義は、対話、ガバナンス、小農支援というお話をしました。

1点目のこれだけ生産性が上がりましたというお話がありましたが、これですら、ひょっとすると小農ときちんと話し合いをするともっといいものになるかもしれないですね。というのは、今、SDGsとかいろいろ議論されているわけです。そういう中において短期的な

収穫が上がったかどうかということだけで彼らは決して考えていません。あそこにずっと生きている人たちですから。

では、長期的な視点に立って小農の支援がどういうふうにあるべきなのかということに関しては、ひょっとするとかなり深いいろんな知恵を持っていらっしゃるかもしれません。そういったものをせっかくJICAや外務省はいろいろ議論できる機会があるのにみずから失っているのではないのでしょうか。ODAのよきあり方を検討していく方法をみずから断っている気がしてなりません。

それから、丁寧な対話ということに関して言うと、河野外務大臣がおっしゃっていることや、JICAの環境社会配慮ガイドラインの異議申し立ての審査報告書からの提言、現地側での行政裁判の判決、こういったもの全てにおいて私たちはきちんと丁寧に対応することが求められているにもかかわらず、今のようなことだけだと、これでは全くいずれにも適切に答えられていないというふうにしか判断できないと思います。だから、その上で今後どうしていくのかということは引き続き検討したい。

最後になりますけれども、ガバナンスのことに関して言えば、モザンビークは今、大変な状況になりつつあります。外務省は情報収集のプロですから御存じだと思いますが、ISも台頭してきています。そういう中であって、既に東部の海岸地域ではテロに近い事件も起こっています。こういう状況にあって、今後、ガバナンスの問題にどういうふうに向き合っていくのかということは、やはり現地側とのしっかりとした連携や情報収集を含めてやっていくべきではないのでしょうか。私はそのように思っておりますが、時間もないので、最後に、もし外務省のほうでお考えがあれば、何か一言お聞かせいただければありがたいと思います。

○田原（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

ありがとうございます。

青竹首席、どうぞ。

○青竹（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 首席事務官）

現地の市民社会の方や小規模農家の方との対話ということについては、これまでも、済みませんが、手元に正確な数字がないのですけれども、相当数のそういったコンサルテーションの努力を、実際、会合なども行ってきています。先ほど述べたように、昨年3月以降についても5回にわたって現地で会合などが開催されていて、そういったモザンビーク政府によるコンサルテーションのための主体的な取り組みに対して、外務省、JICAとしてもこれまで支援をしているところです。こういった取り組みを通じて引き続き御理解を得たいと考えております。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

青竹さん、どうもありがとうございました。

今のお答えで特にNGO側からはよろしいですか。高橋さんからは、よろしいですか。

●高橋（日本国際ボランティアセンター（JVC） 政策提言アドバイザー）

また、やりましょう。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

多分この場では議論を尽くせないことがたくさんあると思いますので、以前行っていた意見交換会、そういったことの復活を働きかけることができればいいなと私たちコーディネーターとしても思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、時間も参りましたので、この議題につきましてはこのくらいにしたいと思ひます。

先ほどもちょっとお話が出たのですが、この5月、6月でODA政策協議会のコーディネーターが一部変更になりました。JANICの理事長でありました谷山さんが退任され、かわって2名の方が就任されました。1名は、あちらに座っておられます北海道国際交流センターの池田誠さんです。池田さん、一言お願ひします。

●池田（北海道国際交流センター 専務理事）

函館にあります北海道国際交流センターの池田誠といいます。

2013年にODA政策協議会の札幌開催の時にさせていただきまして、それ以来、初めてになりますけれども、コーディネーター側は、なかなかこもてな、闘う感じの人たちが多い中で、地方としていろいろな意見も言っていきたいと思ひますし、皆さんと一緒にやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。以後、よろしくお願ひいたします。

それから、もう一人、JANICから出していただきましたが、プランジャパンの棚田雄一さんにコーディネーターに就任していただきました。本日は、以前からあったスケジュールのために出席しておりませんが、次回からは出席するということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後になりました。閉会挨拶をNGO福岡ネットワークの理事であり、ODA政策協議会コーディネーターでもあります高橋良輔さんからお願いいたします。

●高橋（NGO福岡ネットワーク 理事）

本来は西井さんが閉会挨拶の担当ですが、本日は司会を務めておられるので、私から申し上げます。

私は、この定期協議会には大学院生の時からかかわっております。いつの間にか、前の席に座って議題を提案する立場になりました。本日、私のゼミ生も、NGOと外務省がどんな話をしているのかぜひ聞きたいといって、授業をサボっているのではないかと心配ですが、後ろで聞いております。

正直言ひまして、10年以上の対話の積み重ねの中で、NGOと外務省、立場が違っても対話をしていこうということはしっかり定着してきたのではないかとと思ひます。ODA政策協議会のコーディネーターとして外務省に対して非常に感謝しているのは、NGO側から提案した議題に対して、その議題自体を拒否するということは全くなくなったと思ひます。これは調

整していただいている民間援助連携室の御尽力もあるかと思いますが、NGO側から恐らく外務省にとっては少し耳の痛い、あるいは面倒くさい議題を申し上げても、しっかり議題としてこの場に挙げるということ自体は確保していただいていた、それは本当に素晴らしいことだと思います。

私がNGOのインターンとしてこの協議会の事務局をお手伝いしていた時に、実は当時の外務省の方に、「NGOは面倒くさいでしょう」と聞いてみたのです。そうしたら、誰とは申し上げられないのですが、「面倒くさいですよ。いろいろ言われるし」とおっしゃった。その時に懐が深いなと思ったのですが、「もしNGOが私たちが喜ぶことばかり言うてくださるようになったら、対話の意味がないですものね」とおっしゃったのです。私は、その時、負けたなみたいな思いがあって、外務省の懐の深さを見たように思います。

こんな昔話をしているのは、対話が定着してきた一方で、至るところにまだ落とし穴があると感じているからです。先ほどこわもてと言われてしまいましたが、強い抗議をした事前打ち合わせ、これも建設的に議論していくために限られた時間を使ってどうしたらいいかという打ち合わせですけれども、その段階でかみ合わない、本会議でもやはり議論の平行線が続いてしまう。逆に、打ち合わせの場でお互い頑張って踏み込んでみると、意外と一緒にやっていけるところが新たに見つかる。それが今の対話の状況ではないかと思います。

先ほど高橋清貴さんが「またやりましょう」と最後に一言おっしゃいましたが、NGOはやはりこの 이슈について、それこそ人生をかけて仕事をしている、活動しているテーマがございしますので、この会議でちょっとお話しして終わりということにはならない。逆に言えば、NGOがそういった活動の中で得てきた生の情報、あるいは外務省の皆さんにとっては耳の痛い情報も、恐らく有効な情報がたくさんあるのではないかと。ぜひそういうところは酌み取っていただいて、もちろんNGOのほうも勉強が足りないところもあるかと思いますが、今日、臼井課長さんからもいただいたように、こういうところを見たら情報があるということをしっかり勉強して、NGOと外務省の対話が形骸化に陥らないように、しっかりいいODAを作っていけるような協議を今後も続けていければと思っております。

少し昔話になってしまいましたけれども、今後の協議会の発展を願って、閉会の挨拶にかえさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

●西井（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

高橋さん、どうもありがとうございました。

それでは、本日の「ODA政策協議会」はこれにて散会いたします。皆さん、長い時間、どうもありがとうございました。